

家畜受精卵生産等委託契約約款 条項例A

第1条 総則

1. 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の牛をいう。）に係る家畜受精卵（以下「受精卵」という。）の生産等委託契約（以下「本委託契約」という。）については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 甲及び乙は、本委託契約を締結するに際し、同契約書にこの約款が適用される旨を定め、又は本委託契約が書面で締結されない場合は、この約款末尾の同意欄に甲乙署名の上各自保管するものとする。

第2条 当事者

1. 甲は、受精卵の生産・保管の委託にあたり、以下について表明し、保証する。
 - 受精卵又は未受精卵を採取する雌牛（供卵牛）の飼養者である。
 - 上記以外の者である。（具体的に記載：）
2. 乙は、受精卵の生産・保管の受託にあたり、以下について表明し、保証する。
 - 獣医師である。
 - 家畜人工授精師である。
 - 家畜人工授精所の開設者である。

家畜人工授精所の名称 :
所在地 :
管理番号 :
 上記以外の者である。（具体的に記載：）

【※甲及び乙は、上記に該当するもの全てにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

第3条 所有权の帰属

甲及び乙は、本委託契約に基づき生産された受精卵の所有権につき、次のとおり帰属させることに合意する。

- 全て甲に帰属する
- 全て乙に帰属する
- 甲及び乙に以下のとおり帰属する
甲：生産された受精卵のうち 割 / 個 / 乙に帰属する受精卵以外全て
乙：生産された受精卵のうち 割 / 個 / 甲に帰属する受精卵以外全て
割合に応じた配分において端数が生じる場合、その端数は [□甲 / □乙] に帰属する。

【※甲及び乙は、上記に該当するもの全てにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

なお、受精卵を生産後に甲又は乙から受精卵の帰属を変更する申し出があった場合には、両者で協

議の上、本約款を変更できるものとする。

第4条 国外利用及び目的外利用の禁止

1. 甲及び乙は得られた受精卵を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。
2. 前項に規定する日本国外での利用禁止を示すため、乙は、乙が生産した受精卵を収めた容器に、「(R)」の表示（国外への持出しの制限を表す略称）を付する。甲および乙は、当該「(R)」表示を除去又は抹消してはならない。

第5条 品質及び在庫の管理

1. 甲及び乙は、受精卵について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなくてはならない。
2. 甲及び乙は、受精卵について、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、相手方が求める場合には、当該記録を相手方に報告しなければならない。

第6条 第三者への譲渡

1. 甲及び乙は、受精卵の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該第三者との契約において、本約款により自らが負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 甲及び乙は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）に違反する行為をしてはならず、自らが家畜人工授精所を開設していない場合又は家畜人工授精所に受精卵の保存を委託していない場合は、受精卵を第三者に譲渡してはならない。

以上

年 月 日

本委託契約に、この約款が適用されることにつき同意する。

甲：
署名 _____
住所 _____

乙：
署名 _____
住所 _____

備考： 甲又は乙が法人である場合は、署名の欄は、その名称を記載した上で、当該法人の代表者が署名する。